

2 高等学校等における特別支援教育の推進



「エンジンの分解・結合の実習の様子」
(工業高校と聾学校の連携教育)



「工業高校製作のエコカーに、特別支援学校生徒が乗車
体験する様子」

(高等学校と特別支援学校の交流学习)

(1) 高等学校等における特別な支援を必要とする生徒の状況

平成 21 年度の文部科学省の調査によると、発達障害の可能性のある生徒は高等学校に 2.2%在籍しているとされています。

本県の高等学校等においても、発達障害をはじめ、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由など特別な支援を必要とする生徒が少なからず在籍しています。高等学校等においても一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援・指導が求められています。

平成 19 年 4 月の学校教育法の一部改正により高等学校における特別支援教育がスタートしてから、公立高等学校においては、校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーター¹の指名、発達障害等の理解促進のための校内研修の実施などにより、特別支援教育の体制整備や教員の理解促進に努めています。

また、「地区別特別支援教育コーディネーター研修会」を開催し、高等学校と特別支援学校の特別支援教育コーディネーター相互の連携強化を図り、高等学校における特別支援教育の推進を図っていますが、今まで以上に、一人一人の生徒の教育的ニーズを把握し、それに対応した適切な支援・指導を計画的、組織的に行うことが望まれています。

「高等学校における発達障害支援モデル事業」²の成果を踏まえ、授業等における板書や教材の工夫、分かりやすい指示の仕方の工夫など、特別支援教育の視点にも留意したユニバーサルデザインの授業の普及に努めているところです。

<参考>

- 高等学校において発達障害の可能性のある生徒の在籍率は、課程別では、全日制が 1.8%、定時制が 14.1%、通信制が 15.7%であり、学科別では普通科が 2.0%、専門学科が 2.6%、総合学科が 3.6%となっています。
(文部科学省「特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議 高等学校ワーキング・グループ報告(平成 21 年 8 月)」による)
- 本県の県立及び豊橋市立の高等学校において、特別な支援を必要とする保護者から申し出のあった生徒が在籍する学校数は 74 校で、全体の約半数となっています(平成 25 年 9 月 1 日現在)。

高等学校学習指導要領改訂のポイント (平成 21 年 3 月告示)

【特別支援教育に関わる改訂のポイント】

- ① 学校全体で特別支援教育に取り組むための校内支援体制の整備
- ② 一人一人の実態等に応じた指導の充実
- ③ 交流及び共同学習の推進

¹ 特別支援教育コーディネーター：特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員 (P.6 参照)。

² 高等学校における発達障害支援モデル事業：高等学校段階における発達障害の可能性のある生徒を支援するため、文部科学省が国公私立の高等学校 10 校程度をモデル校として指定し、調査研究を行った事業。瀬戸西高等学校が平成 22 年度から 2 年間実施。

(2) 高等学校等における特別支援教育体制

1 個別の教育支援計画³ や個別の指導計画⁴ の活用の促進

現状と課題

- 特別な支援を必要とする生徒の支援・指導については、中学校から引き継いだ支援情報をもとに個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成することで、一貫した支援・指導を行うことができ、生徒も安心して学校生活を送ることができます。
- 高等学校等においては、学級編制や学習指導、生徒指導等をより有効に進めるために、特別な支援を必要とする生徒の支援の情報を中学校から早期に引き継ぐとともに保護者と情報を共有することが求められています。
- 高等学校等における特別支援教育が、特別支援教育コーディネーターなど一部の教員による取組ではなく、学校全体としての取組とすることが課題です。

推進方策

- (1) 特別な支援を必要とする生徒の情報を中学校から高等学校等に引き継ぐよう、市町村教育委員会に働きかけます。また、引継ぎを確実なものにするために、県教育委員会では、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成状況や引継ぎ状況を毎年検証します。
 - * 推進計画のリーフレットの中に支援情報の引継ぎの重要性を記載することで、特別な支援を必要とする生徒の保護者に対して、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と支援情報の引継ぎの意義を周知し、高等学校等進路先への確実な支援情報の引継ぎを図ります。
- (2) 高等学校等では、中学校から提出された個別の教育支援計画や個別の指導計画を踏まえて、特別な支援を必要とする生徒について個別の指導計画等を確実に作成、活用し、校内における生徒の適切な支援・指導に関する共通理解を図っていきます。
 - * 高等学校等は、特別な支援を必要とする保護者から申し出のあった生徒については、すべての生徒の個別の指導計画を作成します。
 - * 高等学校等は、特別な支援を必要とする生徒については、平成 30 年度までに個別の教育支援計画又は個別の指導計画の作成率が 100%となることを目指します。
- (3) 特別な支援を必要とする生徒へのスクールカウンセラーによるアドバイスや対応の方針などが関係する教員に周知されるよう、校内支援体制作りを進めます。
 - * 定時制・通信制高校には、全日制に比べて特別な支援を必要とする生徒が多く在籍しているので、特別支援教育コーディネーターの負担軽減について検討します。

³ 個別の教育支援計画：関係機関との連携を図りつつ、長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について作成する計画（P.6 参照）。

⁴ 個別の指導計画：個別の教育支援計画等を踏まえて、具体的に幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ計画（P.6 参照）。

2 研究、研修の充実による教員の指導力の向上

現状と課題

- 地区別特別支援教育コーディネーター研修会では、事例を挙げてその対応等について研修していますが、普通科高校や専門高校、全日制高校や定時制高校など、学科や課程の違いにより、在籍する生徒の状況や学習内容が異なり、一律な研修では対応等が難しくなっています。
- 高等学校等では、特別支援学校のセンター的機能⁵ を活用するなどして、研究会や研修会に関わる情報をより多く集め、特別な支援を必要とする生徒の指導方法等について、研究・研修の充実を図り、特別支援教育の基礎的な知識・技能を獲得することが求められています。
- 特別な支援を必要とする生徒の指導内容・方法等の理解が、すべての教員に定着できるように、授業改善や教員の指導力の向上を図ることが望まれています。

推進方策

- (1) すべての教員が特別支援教育の必要性を理解し、基礎的な支援ができるように、研修を幅広く実施します。
 - * 学校の管理職に対し、特別支援教育の理解を深め、リーダーシップを発揮できるよう特別支援教育理解促進のための研修を行います。
 - * 県総合教育センターからの校内研修への講師派遣等も含めて特別支援教育に係る研修拡大を図り、すべての高等学校等の教員が研修するよう取り組みます。
 - * 県総合教育センターでは、特別な支援を必要とする生徒が在籍している学校や大学と連携して、ユニバーサルデザインの授業などについての研修を進めます。
 - * 県教育委員会は、主催する研修会や関係機関の開催する教員研修等について、私立高等学校を所管する関係部局等と連携して関係する教員の参加を呼びかけるなど、私立高等学校等へも支援を行っていきます。
- (2) 特別な支援を必要とする生徒に対して、一人一人の特性に配慮した適切な支援・指導を行うため、特別支援学校の自立活動⁶等を参考にして、授業内容などの配慮や工夫について研究します。
- (3) 障害のある生徒が高等学校において十分な支援を受けるための合理的配慮⁷に向けて、人的配置や環境整備の充実について検討していきます。
- (4) 高等学校に研究校を指定して、特別な支援を必要とする生徒の適切な支援・指導の研究を進めることについて検討します。

⁵ 特別支援学校のセンター的機能：特別支援学校は小中学校等を含む関係機関や保護者に対し、障害のある児童生徒等の教育についての助言又は援助を行う。

⁶ 自立活動：障害に基づく困難を主体的に改善・克服するために必要な知識技能等を養う領域。

⁷ 合理的配慮：障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと（P. 11 参照）。

(3) 高等学校と特別支援学校との連携

1 高等学校と特別支援学校との交流の拡充

現状と課題

- 高等学校学習指導要領において、学校がその目的を達成するため、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設けることが示されています。平成25年度には、高等学校41校（全体の約18%）と特別支援学校24校（全体の約71%）が、行事や部活動等を通じた交流及び共同学習を実施しています。
- 桃陵高等学校への半田特別支援学校桃花校舎の併設、宝陵高等学校への豊川特別支援学校本宮校舎の併設により、生徒同士の積極的な交流が図られています。今後、他の地区においてもノーマライゼーションの理念⁸の実現に向けた取組を進めていくことが望まれています。

推進方策

- (1) ノーマライゼーションの理念の実現に向け、障害のある生徒との実習等を通じた交流及び共同学習のさらなる拡充をめざすとともに、計画的、組織的に実施できるよう工夫していきます。

* 高等学校では、生徒会活動や部活動などを効果的に活用して、生徒の心に残る交流及び共同学習を推進し、障害についての理解促進を通して生徒の豊かな人間性を育てていきます。

- (2) 専門高校と近隣の高等特別支援学校⁹における実習等を通じた交流及び共同学習を推進し、双方の生徒同士の関わりが深まるよう工夫します。

- (3) 東三河地域の実情を踏まえ、高等学校の施設を有効活用して、特別支援学校の分教室を設置することによりノーマライゼーションの理念の実現に向けた取組を進めます。

* 東三河山間地域において、中学校まで共に過ごした障害のある生徒と障害のない生徒との同世代間のつながりを深め、住み慣れた地域での自立と社会参加ができるよう田口高等学校内に豊橋特別支援学校の分教室を設置します。

2 高等学校と特別支援学校との教員の人事交流

現状と課題

- 高等学校と特別支援学校との教員の人事交流を行うことにより、双方の学校における適切な支援・指導の専門性を高めていくことが望まれています。

⁸ ノーマライゼーションの理念：障害のある者も障害のない者も同じように社会の一員として社会活動に参加し、自立して生活することのできる社会をめざすという理念。

⁹ 高等特別支援学校：比較的軽度な知的障害者を対象とする高等部だけの特別支援学校。旧高等養護学校のこと。

推進方策

(1) 高等学校の教員が特別な支援を必要とする生徒への適切な支援・指導の仕方などの力を高めることができるよう、高等特別支援学校等との教員の人事交流を始めます。

* 高等学校の特別支援教育を推進するリーダーとして活躍できる教員の育成を促進します。

<参考>

県立高等学校における取組

県立高等学校再編整備計画の成果と課題―特色ある県立高等学校づくり検討会議報告書―平成 25 年 3 月（愛知県教育委員会）の中でも「高等学校における特別支援教育の推進」として、以下のとおり検討してきました。

- ◇ 高等学校における特別支援教育を一層推進するため、各学校は研修の充実に努めるとともに、今後も各地区において特別支援教育コーディネーター研修会などを開催し、各地域における特別支援学校と高等学校との連携を進めます。
- ◇ 中学校や医療機関などの外部機関との連携を図り、高等学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒の個別の教育支援計画を策定し、社会的・職業的自立に向けたより適切な支援・指導ができるよう、体制作りを推進していきます。
- ◇ 専門高校の施設・設備を活用して、比較的軽度な障害のある生徒に対する実習を行ったり、高等学校の余裕教室を特別支援学校の分教室として活用し知的障害のある生徒を受け入れたりすることを検討し、ノーマライゼーションの理念の実現に向けた体制作りをめざします。

